

建 物 賃 貸 契 約 書

印紙不用
一定期間で返済する
建設協力金・保証金がある場合には必要

- (契約の本旨) 賃貸人 (以下甲という)は、下記建物を 賃借人
第1条 (以下乙という) に賃貸し、乙は の使用目的でこれを賃借した。
- (賃借期間) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで
第2条 の 年間とする。(但し、期間満了3ヵ月前までに甲・乙協議の上、この期間を延長できる。)
- (家賃及び支払方法) 建物の家賃は、一ヵ月金 円也とし、乙は毎月末までに翌月分を甲の
第3条 指定口座 銀行 支店 普通預金 NO への振込み又は現金で支払うものとする。
- (敷 金) 乙は、契約時に敷金として金 円を甲に支払うものとする。
第4条
- 2 敷金は賃貸借契約が満了し、乙が本物件の明渡しを完了したときに、甲はその明渡しの日より3ヵ月以内に返還する。(尚、敷金に利息はつけない。)
- 3 甲は敷金の返還に際し、家賃等に未納があるときは、それを差引いて返還する。
- (家賃の改定) 家賃は賃貸借開始日より満3ヵ年経過毎に、甲乙協議の上改定する。
第5条
- (修繕義務) 本物件の柱、梁、壁、屋根、階段等の建物主体の修繕費は甲の負担とし、乙は
第6条 それ以外とする。また、状況に応じて両者協議するものとする。
- (改造・模様替え) 乙が本物件を使用上の必要により改造又は大なる模様替えをする時は、予め
第7条 書面による甲の承諾を必要とする。
- (立ち入り検査) 建物保存管理のため必要と認められるときは、甲はこの建物内に立ち入ることが
第8条 できるものとし、乙はこれを拒むことはできない。
- (転貸制限) 乙は甲の承諾なしでは本物件を第3者に転貸することができない。
第8条
- (賃貸人の解除) 乙が本契約の条項に違反したときや家賃の支払いが2ヵ月以上遅滞したとき
第9条 並びに建物を破損させるような背信行為などがあったときは、甲は本契約を解除し直ちに明渡しを求めることができる。
- (管轄裁判所) 本契約関係の訴訟については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所とする。
第10条
- 以上、この契約の証として本書式通を作成して各々壺通ずつ所持するものとする。

賃貸借物件の表示

所在地

建 物

敷 地

平成 年 月 日 賃貸人 住 所 名
(甲) 氏

印

賃借人 住 所 名
(乙) 氏

印

乙の連帯 住 所 名
保証人 氏

印